

特定開発事業計画に対する意見書

縦覧している特定開発事業計画に関して開発事業者にご意見がある場合は、この用紙に記入して、下記の提出先まで提出してください。この用紙に記入しきれない場合などは、この用紙以外の用紙や資料を提出していただいても結構です。

なお、この意見書の提出は、「宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例（開発まちづくり条例）」第16条第1項の規定により行われるものであり、この意見書は宝塚市を経由して、開発事業者に送付します。

住 所		
氏 名		
連絡先		
開発構想の概要	開発事業者名	株式会社 芝利 代表取締役 島川 健太郎
	開発事業区域の位置	宝塚市 高司5丁目164番1の-一部
	開発構想届受付番号	第7-242号
	縦覧期間	R7年8月20日 ~ R7年9月3日

特定開発事業計画に対する意見

別紙
口頭願書（署名形式）

なにぶん不慣れなもので、ご迷惑をおかけするかもしれませんが、どうかよろしくお願いいたします。



＜意見書の提出先及び提出方法＞

この意見書は、宝塚市 都市整備部 開発指導課まで、郵送又は電子メール又はご持参ください。

〒665-8665（住所不要） 電話0797-77-2081

e-mail : m-takarazuka0067@city.takarazuka.lg.jp

株式会社芝利

令和7年9月1日

代表取締役 島川健太郎様

代表（住所）

（氏名）

令和7年0242号に関する意見書、

1 の境界に関して

建物をお建てになる前に、の横164番を全く整地しない、ということはない、と思われましたので要望させて頂きました

の境界の石垣については、写真にあるようにが2013年164番を賃借される時に、壊されました。その後、様で修復をされようとしたましたが石を押し込まれ、石垣に隙間も出き、以前のような石垣には戻せませんでした。現在、なぜの石垣部分に様が土を被せていらっしゃるのか分かりませんが、被せている土を除くのに重機をお使いになれば、石垣はひとたまりもありませんし、一部でも崩れれば石垣の強度が弱まります。宅地地上げを支える大切な部分ですので、全体に大きな影響を与えかねません。そこで、の境界の石垣に関しましては写真がございますので市の方も含めてご確認頂き、その上で、の境界石垣を守る具体的な方法をご教示頂けると幸いです。

2 境界から建物の距離に関して

建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度を1mにして頂きたい。

理由

1. 採光・痛風の問題があり、カビ、シロアリ他（ヤスデ、ムカデ、チャタテムシ等）の

繁殖が心配

2. 音の問題。生活音は離れた方が軽減できる。

3. 視線からの距離ができて安心できる。

4. 建物の屋外業務と作業スペースを敷地内でできるよう確保出来る。また、境界石垣
の状態を確認する為にもスペースが必要である。

5. 火災発生時の延焼等の危険を軽減する必要がある。

6. 農園の日影時間、日当たりの確保が必要である。

農園契約者様 11 名全員と[]を合わせ 12 名の嘆願書を提出致します。この署名は、

8 月 26 日契約者代表に郵送、8 月 29 日に[]に返送されました。この様にすぐに署名

を提出して頂いたということを鑑みても、農園契約者様がこのことに焦慮と切なる思いを

お抱きになったということです。このことから、この距離が契約する上で重要な要素

であり、今後の農園経営に大きな影響を与える、と思われます。当方にとっては貴重な

収入源でもありますので、ご配慮を賜れますようお願い申し上げます。

4 に関して

1, 2 が終わりましたら、立ち会う日程のすり合わせをお願い致します。

以上

ご理解のうえ、承諾いただきたく切にお願い申し上げます。

